3. 自営業の子ども(世帯主)と同居する方

(子40歳:営業所得390万円、本人78歳:公的年金収入

180万円)の場合

(1)被保険者均等割額

被保険者均等割額の軽減になるかどうかを判定します。(世帯主と被保険者の合計所得)

軽減判定所得 445万円 > 7割軽減判定基準額 43万円 (ア) (43万円+10万円×(1人-1)) > 5割軽減判定基準額 72万5千円 (43万円+(29万5千円×1人)+10万円×(1人-1)) > 2割軽減判定基準額 97万5千円 (43万円+(54万5千円×1人)+10万円×(1人-1))

被保険者の公的年金額が少なくても、子ども(世帯主)に軽減判定基準額を超える所得が あるため、被保険者均等割額の軽減はありません。

〇被保険者均等割額 = <u>52,400円・・・A</u>

(2)所得割額

公的年金控除※1 基礎控除※3

賦課のもととなる所得金額 = 180万円 - 110万円 - 43万円 = 27万円

〇所得割額=27万円(賦課のもととなる所得金額)×9.52%※

= 25, 704円·B

※ 旧ただし書所得58万円(年金収入211万円相当)以下の方は9.52%、超える方は 10.31%となります。

(3)保険料額

〇年間保険料額=52,400円(A)+25,704円(B)=78,100円※4 (月額 約6,508円)

- ※1 年金収入が330万円未満の場合は、110万円の公的年金控除があります。
- ※2 65歳以上の方で年金所得がある場合は15万円の特別控除があります。
- ※3 基礎控除が43万円あります。
- ※4 年間保険料額は100円未満切り捨て